

地方交付税法等の一部を改正する法律案 参照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	7
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）	12
四	地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）	17
五	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	20
六	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）	21
七	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）	22
八	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八十八号）（抄）	23
九	破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）	24
十	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）	24
十一	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）	24
十二	国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）	32
十三	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	33
十四	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号）（抄）	34
十五	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	35
十六	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	35
十七	印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）	36
十八	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	36
十九	消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	36

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（基準財政需要額の算定方法）

第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

（測定単位及び単位費用）

第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

表 略

2 地方行政に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。

3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

表 略

- 4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。
- 5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。
- 6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由によつて前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

附 則

(平成二十年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第七号までに掲げる額の合算額に二千五百億円を加算した額から第八号及び第九号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 五千八百六十九億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千億円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 四千七百四十四億千四百八十八万九千円

五 平成二十年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 一兆三百二十億四千七百五十万円

六 平成二十年度における交付税の総額を確保するため第一号から第四号までに掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆二千四百十億四千七百五十万円

七 平成二十年度における借入金額の額に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成十九年度における借入金の前年度に相当する額 三十三兆六千七百七十二億九千五百四十万八千円

九 平成二十年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 五千七百一十一億円

2 平成二十年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた八百七十億円を減額する。

（平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 平成二十一年度から平成三十八年度までの各年度分限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 当該各年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額については、平成十九年度における国から地方団体への税源の移譲に伴う交付税の総額の減少の影響を緩和するため、前項の額に、次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算する。

年 度	金 額
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年 度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円

平成二十四年度

八百六十七億円

3 平成二十一年度から平成三十五年度までの各年度分の交付税の総額は、平成二十一年度から平成二十四年度までの各年度にあつては第一項の額に当該各年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成二十五年度から平成三十五年度までの各年度にあつては第一項の額に同表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年 度	六千六百九十五億円
平成二十三年 度	六千六百九十五億円
平成二十四年 度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年 度	五千五百八十一億円
平成二十六年 度	五千百十二億円
平成二十七年 度	四千五百三十九億円
平成二十八年 度	三千九百二十四億円
平成二十九年 度	三千四百三十一億円
平成三十年 度	二千九百十二億円
平成三十一年 度	二千四百五十億円
平成三十二年 度	千九百六十七億円
平成三十三年 度	千四百六十五億円
平成三十四年 度	九百六十六億円
平成三十五年 度	四百五十九億円

4 平成二十一年度及び平成二十二年度の各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定につ

- いては、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成九年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち千三百四十八億七千五百六十二万二千円、平成十年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち三百九十七億八千九百七十七円及び平成十八年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち三千十六億千七百円について、平成二十一年度において当該年度分の交付税の総額から三千八百八十六億千七百万円を、平成二十二年度に当該年度分の交付税の総額から八百七十五億七千七百五十一万九千円をそれぞれ減額する。
- 5 前条第一項第六号に掲げる額に相当する額を平成二十三年度から平成二十七年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、第三項の規定による額から二千四百八十二億九百五十万円を減額した額とする。
- 6 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

(平成二十一年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 平成二十一年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度の交付税の総額については、前条第三項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（以下この項において「臨時財政対策債」という。）で平成二十一年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第五十号(1)から(3)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る平成二十一年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 第七条に規定する地方団体の歳出の種類ごとの総額の見込額と各地方団体の当該歳出の種類ごとの決算額の総額とのかい離の是正を図ることに伴い平成二十一年度において必要となる額

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律附則第四条第一項に規定する特別交付金の平成二十一年度の総額

(地方再生対策費の基準財政需要額への算入)

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	地方再生対策費	人口	一人につき 一、三〇〇 円
市町村	地方再生対策費	人口 耕地及び林野の面積	一人につき 一ヘクタールにつき 一、六七〇 円 一、二一〇 円

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位のうち人口については、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
一 人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人
二 耕地及び林野の面積	最近の世界農業センサスの結果による当該市町村の耕地及び林野(国有林野を除く。)の面積	ヘクタール

(平成二十年度及び平成二十一年度の各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第六条の二 平成二十年度及び平成二十一年度の各年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、平成二十年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から次の表に掲げる地方公共団体の種類及び算定単位ごとの単価に次項の規

定により算定した算定単位の数値を乗じて得た額を控除した額とし、平成二十一年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

地方公共団体の種類	算定単位	単価
道府県	人口	一人につき 一三、六〇八円
市町村	人口	一人につき 七、六二四円

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（一般会計からの繰入れ）

第六条 各特別会計において経理されている事務及び事業に係る経費のうち、一般会計からの繰入れの対象となるべき経費（以下「一般会計からの繰入対象経費」という。）が次章に定められている場合において、一般会計からの繰入対象経費の財源に充てるために必要があるときに限り、予算で定めるところにより、一般会計から当該特別会計に繰入れをすることができる。

（剰余金の処理）

第八条 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額を控除してなお残余があるときは、これを当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(借入金)

第十三条 各特別会計においては、借入金の対象となるべき経費（以下「借入金対象経費」という。）が次章に定められている場合において、借入金対象経費を支弁する必要があるときに限り、当該特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

2 各特別会計における借入金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

(一時借入金等)

第十五条 各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、当該特別会計の負担において、一時借入金をし、融通証券を発行し、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。ただし、融通証券の発行は、次章に当該発行をすることができる旨の定めがある場合に限り、行うことができる。

2 前項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額については、予算をもって、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定により、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金並びに前項の規定による繰替金は、当該年度の歳入をもって償還し、又は返還しなければならない。

5 第一項の規定によるほか、各特別会計において、支払上現金に不足がある場合には、次章に当該特別会計の積立金又は資金に属する現金その他の現金を繰り替えて使用することができる旨の定めがあるときに限り、当該現金を繰り替えて使用することができる。この場合において、所管大臣は、あらかじめ財務大臣の承認を経なければならない。

6 前項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

(一般会計からの繰入れの特例)

第二十四条 第六条の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収

入見込額の百分の二十五に相当する金額の合算額に、当該年度の前年度以前の年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額でまだ交付税特別会計に繰り入れていない額を加算し、又は当該合算額から当該前年度以前の年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて交付税特別会計に繰り入れた額を控除した額に相当する金額を、一般会計から交付税特別会計に繰り入れるものとする。

附 則

(交付税及び譲与税配付金勘定における借入金の特例)

第四条 交付税及び譲与税配付金勘定において、平成二十年度から平成三十八年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度及び平成二十一年度にあつては三十三兆六千七百七十二億九千五百四十八千円（以下この項において「平成二十年度分等の借入金限度額」という。）を、平成二十二年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成二十年度分等の借入金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に应ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、同勘定の負担において、借入金をすることができらる。

年 度	控 除 額
平成二十二年度	七千八百十二億円
平成二十三年度	八千五百九十三億円
平成二十四年度	九千四百五十三億円
平成二十五年度	一兆七百六十六億円
平成二十六年度	一兆二千二百四十八億円
平成二十七年 度	一兆三千九百二十億円
平成二十八年 度	一兆五千三百十億円
平成二十九年度	一兆六千八百四十一億円

平成三十年度	一兆八千五百二十五億円
平成三十一年度	二兆三百七十七億円
平成三十二年	二兆二千四百十七億円
平成三十三年	二兆四千六百五十六億円
平成三十四年	二兆七千二百二十三億円
平成三十五年	二兆八千八百八十一億円
平成三十六年	三兆七百十九億円
平成三十七年	三兆二千六百三十四億円
平成三十八年	三兆五千八百九十七億九千五百四十八億円

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合においては、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることができる。

(交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第三号から第六号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十一年度及び平成二十二年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額とし、平成二十三年度及び平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度から平成二十七年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年から平成三十五年までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により各年度分の

交付税の総額に加算する金額

年 度	金 額
平成二十一年度	千四百億円
平成二十二年度	八百六十六億円
平成二十三年度	八百六十七億円
平成二十四年度	八百六十七億円

二 次 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 当 該 各 年 度 に 応 ず る 同 表 の 下 欄 に 定 め る 金 額

年 度	金 額
平成二十一年度	五千八百三十一億円
平成二十二年度	六千六百九十五億円
平成二十三年度	六千六百九十五億円
平成二十四年度	六千二百三十四億八千五百万円
平成二十五年年度	五千五百八十一億円
平成二十六年年度	五千百十二億円
平成二十七年年度	四千五百三十九億円
平成二十八年年度	三千九百二十四億円
平成二十九年年度	三千四百三十一億円
平成三十年度	二千九百十二億円
平成三十一年度	二千四百五十億円
平成三十二年度	千九百六十七億円
平成三十三年度	千四百六十五億円
平成三十四年度	九百六十六億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百八十二億九百五十万円

○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（地方債の協議等）

第五条の三 地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定

めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2 略

3 地方公共団体は、第一項に規定する協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債についてのみ、当該同意に係る政令で定める公的資金を借り入れることができる。

4 総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をした地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七条の定めるところにより、同条第二号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

5 略

6 総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議における同意並びに次条第一項及び第三項から第五項までに規定する許可をすらかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに総務大臣又は都道府県知事が第一項に規定する協議において同意をする地方債（次条第一項及び第三項から第五項までの規定により許可をする地方債を含む。）の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

7 総務大臣は、第一項に規定する協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

一 当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度

に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額が、政令で定めるところにより算定した額以上である地方公共団体

二 政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法の定めるところにより地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が、政令で定める数値以上である地方公共団体

三 地方債の元利償還金の支払を遅延している地方公共団体

四 過去において地方債の元利償還金の支払を遅延したことがある地方公共団体のうち、将来において地方債の元利償還金の支払を遅延するおそれのあるものとして政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

五 前条第一項の規定による協議をせず又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けずに地方債を起し又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

六 前条第一項の規定による協議をし、又はこの項及び第三項から第五項までの規定による許可を受けるに当たつて、当該協議若しくは許可に関する書類に虚偽の記載をすることその他不正の行為をした地方公共団体のうち、政令で定めるところにより総務大臣が指定したもの

2 略

3 経営の状況が悪化した公営企業で次に掲げるものを経営する地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定によ

る協議をすることを要しない。

一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業のうち繰越欠損金があるもの並びに地方公営企業以外の企業で同条第二項又は第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するものうち繰越欠損金があるもの及び当該年度において新たに同法の規定の全部又は一部を適用したもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

二 前号に掲げるもののほか、第六条に規定する公営企業で政令で定めるところにより算定した額以上であるもの
度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額以上であるもの

4 普通税（地方消費税、道府県たばこ税、市町村たばこ税、鉱区税、特別土地保有税及び法定外普通税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である地方公共団体（第一項各号に掲げるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第三号の規定により都が課するもの（特別土地保有税を除く。）の税率のいずれかが標準税率未満である場合においては、特別区（第一項各号に掲げるもの及び前項の規定により許可を受けなければならないものとされるものを除く。）は、第五条第五号に規定する経費の財源とする地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、都知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第一項の規定による協議をすることを要しない。

6・7 略

附 則

（公営競技を行う地方公共団体の納付金）

第三十二条の二 地方公共団体は、昭和四十五年度から平成二十二年度までの間に法律の定めるところにより公営競技を行うとき

は、公営企業に係る地方債（地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第七条第一項に規定する臨時地方道整備事業及び同条第二項各号に掲げる事業に係る地方債を含む。）の利子の軽減に資するための資金として、毎年度、政令で定めるところにより、当該公営競技の収益のうちから、その売得金又は売上金の額に千分の十二以内において政令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を地方公営企業等金融機構に納付するものとする。

（平成十九年度から平成二十一年度までの間における地方債の特例等）

第三十三条の五の二 地方公共団体は、平成十九年度から平成二十一年度までの間に限り、第五条ただし書の規定により起す地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法附則第六条の二第一項の規定により控除する額に係る同項に規定する算定方法に準ずるものとして総務省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

2 前項の規定により地方公共団体が起すことができることとされた地方債の元利償還金に相当する額については、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

（退職手当の財源に充てるための地方債についての関与の特例）

第三十三条の八 地方公共団体は、平成十八年度から平成二十七年までの間（以下この条において「特例期間」という。）に限り、退職手当の財源に充てるための地方債（当該地方債の借換えのために要する経費の財源に充てるために起す地方債を含む。）を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、第五条の三第一項並びに第五条の四第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

2・3 略

4 特例期間における第五条の三第六項の規定の適用については、同項中「次条第一項及び第三項から第五項まで」とあるのは、

「次条第一項及び第三項から第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。
5・6 略

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実質赤字比率 地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下この章から第三章までにおいて同じ。）の当該年度の前年度の歳入（一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの（以下「一般会計等」という。）に係る歳入で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）が歳出（一般会計等に係る歳出で、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計によるものをいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額（以下「実質赤字額」という。）を当該年度の前年度の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（以下「標準財政規模の額」という。）で除して得た数値
- イ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する企業（以下「法適用企業」という。）に係る特別会計
- ロ 地方財政法第六条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの（次号において「法非適用企業」という。）に係る特別会計

ハ 略

二 連結実質赤字比率 地方公共団体の連結実質赤字額（イ及びロに掲げる額の合算額がハ及びニに掲げる額の合算額を超える

場合における当該超える額をいう。第四号において同じ。）を当該年度の前年度の標準財政規模の額で除して得た数値

イ 一般会計又は公営企業（法適用企業及び法非適用企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計以外の特別会計ごとの当該年度の前年度の決算において、当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額がある場合にあっては、当該合算額を合計した額

ロ 略

三 実質公債費比率 地方公共団体の地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する地方債の元利償還金（以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と同項第二号に規定する準元利償還金（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあっては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号及び次号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値

四 将来負担比率 地方公共団体のイからチまでに掲げる額の合算額がリからルまでに掲げる額の合算額を超える場合における当該超える額を当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値

イ・ロ 略

ハ 当該年度の前年度末までに起こした一般会計等以外の特別会計に係る地方債の元金の償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる金額の合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ニ 当該年度の前年度末までに当該地方公共団体が加入する地方公共団体の組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てるため、当該地方公共団体による負担又は補助が必要と見込まれる金額の

合計額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 略

へ 当該年度の前年度末における当該地方公共団体が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立した法人で政令で定めるもの（以下この号において「設立法人」という。）の負債の額及び当該地方公共団体が設立法人以外の者のために債務を負担している場合における当該債務の額のうち、これらの者の財務内容その他の経営の状況を勘案して当該地方公共団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれるものとして総務省令で定めるところにより算定した額

ト〜ル 略

五・六 略

（地方債の起債の許可）

第十三条 財政再生団体及び財政再生計画を定めていない地方公共団体であつて再生判断比率のいずれかが財政再生基準以上である地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣の許可を受けなければならない。この場合においては、地方財政法第五条の三第一項の規定による協議をすること並びに同法第五条の四第一項及び第三項から第五項までに規定する許可を受けることを要しない。

2〜4 略

附 則

（地方債の起債の許可の特例）

第七条 平成二十一年度から平成二十七年度までの間における第十三条第一項の規定の適用については、同項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで並びに第三十三条の八第一項」とする。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条 略

②～⑧ 略

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

⑩～⑰ 略

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2～6 略

（設置）

第二百九十八条 普通地方公共団体は、一定の地域の総合的な開発計画に基づく次の各号に掲げる事業で当該普通地方公共団体の事務に属するものを総合的に実施するため、他の普通地方公共団体と共同して、これらの事業の実施を委託すべき地方開発事業団（以下「事業団」という。）を設けることができる。

- 一 住宅、工業用水道、道路、港湾、水道、下水道、公園緑地その他政令で定める施設の建設（災害復旧を含む。）
- 二 前号に掲げる施設の用に供する土地、工場用地その他の用地の取得又は造成

三 土地区画整理事業に係る工事

2・3 略

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
<p>略</p> <p>地方財政法（昭和二十三年法律第九号）</p>	<p>一 都道府県が第五条の三第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県が申出を受けた協議に係るものに限る。） 二 同条第三項の規定により処理することとされている事務（同項に規定する同意に係るものに限る。） 三 第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。） 四 並びに同条第五項の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 第三十二条の七第四項の規定により、平成十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p> <p>三 第三十二条の八第一項の規定により、平成十八年度から平成二十七年度までの間、都道府県が処理することとされている事務（都道府県が行う許可に係るものに限る。）</p>

○ 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）（抄）

（業務）

第二十一条 道路公社は、第一条の目的を達成するため、設立団体である地方公共団体の区域及びその周辺の地域において、その

通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、道路法第十三条第一項に規定する災害復旧（以下「災害復旧」という。）その他の管理及びこれに附帯する業務を行なう。

2 4 略

（債務保証）

第二十八条 設立団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、道路公社の債務について保証契約をすることができる。

（解散）

第三十四条 道路公社は、第二十一条第一項の業務の完了により解散する。

2 略

3 道路公社は、第一項の規定により解散しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣等の認可を受けなければならない。この場合において、道路公社は、その認可により解散する。

4 道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、あらかじめ、設立団体の同意を得なければならない。

5 設立団体は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

6 略

○ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）（抄）

（業務の範囲）

第十七条 土地開発公社は、第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地

ロ 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ハ 公営企業の用に供する土地

ニ 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地

ホ イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

二 住宅用地の造成事業その他土地の造成に係る公営企業に相当する事業で政令で定めるものを行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 5 略

(解散)

第二十二條 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第十条第二項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 略

(土地開発公社に対する債務保証)

第二十五條 地方公共団体は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、土地開発公社の債務について保証契約をすることができる。

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域

において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 略

○ **破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）**

（定義）

第二条 この法律において「破産手続」とは、次章以下（第十二章を除く。）に定めるところにより、債務者の財産又は相続財産若しくは信託財産を清算する手続をいう。

2～14 略

○ **民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（抄）**

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 再生手続 次章以下に定めるところにより、再生計画を定める手続をいう。

○ **地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）（抄）**

(目的)

第一条 地方公営企業等金融機構は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に對しその公営企業に係る地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に關して支援を行い、もつて地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格及び住所)

第二条 地方公営企業等金融機構（以下「機構」という。）は、法人とする。

2 略

(名称)

第七条 機構は、その名称中に地方公営企業等金融機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に地方公営企業等金融機構という文字を用いてはならない。

第五章 業務

(業務の範囲)

第二十八条 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 公営企業に係る地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募
- 二 公営企業に係る一時借入金等の資金の貸付け
- 三 地方公共団体の資金調達に關する調査研究
- 四 地方公共団体の資金調達に係る事務の受託
- 五 地方公共団体に対する資金調達に關する情報の提供、助言その他の支援

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項に規定する「公営企業」とは、地方公共団体が行う次に掲げる事業をいう。

一 水道事業

二 交通事業

三 病院事業

四 下水道事業

五 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡するための住宅を建設する事業及びこれに附帯する事業をいう。）

六 前各号に掲げるもののほか、主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業のうち、政令で定めるものの

3 機構は、第一項第一号に掲げる業務を行う場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項に規定する許可を得るまでの間において特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。

（業務の遂行に関する基本的事項）

第二十九条 機構は、前条第一項第一号及び第二号並びに第三項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るように定めなければならない。

2 機構は、各地方公共団体における財政状況及び資金調達の能力並びに各地方公共団体の資金調達がその財政に与える影響を適切に勘案した資金の融通を行うことにより、第一条に規定する目的を十分に達成するよう努めなければならない。

（業務の重点化等）

第三十条 第二十八条第二項第六号の政令で定める事業については、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を

効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第三十八条第二項の規定による財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

（業務方法書）

第三十一条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

（経営審議委員会）

第三十二条 機構に、経営審議委員会を置く。

2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもって組織する。

3 委員は、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならない。

一 業務方法書の作成又は変更

二 予算及び事業計画の作成又は変更

三 決算

四 地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項

五 一時借入金等の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項

六 その他定款で定める事項

6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会
が前項第一号から第三号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。

7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項につ
いて、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、経営審議委員会が当該建議のため必要と認めるときは、理事
長に対し報告を求めることができる。

8 理事長は、第五項及び前項の規定により経営審議委員会が述べた意見を尊重しなければならない。

(金利変動準備金)

第三十八条 機構は、各事業年度において、地方公営企業等金融機構債券及び長期借入金の借換え（次項において「債券等の借換
え」という。）によって収益が生じたときは、その収益の額のうち、総務省令で定めるところにより計算した金額を金利変動準
備金として積み立てなければならない。

2・3 略

(地方公営企業等金融機構債券の発行)

第四十条 機構は、地方公営企業等金融機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

2・6 略

(公営企業健全化基金)

第四十六条 機構は、地方債の利子（第二十八条第二項に規定する公営企業のうち住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業
として総務省令で定めるものに係る同条第一項第一号又は第三項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び
次条において同じ。）の軽減に資するために、地方財政法第三十二条の二の規定による納付金（以下この条において「納付金」
という。）を積み立てるための基金（以下「公営企業健全化基金」という。）を設けなければならない。

2 機構は、納付金の納付を受けたときは、これを公営企業健全化基金に充てなければならない。

3 公営企業健全化基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

4 公営企業健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

5 公営企業健全化基金の運用により生ずる収益（以下この条及び次条において「基金運用益」という。）は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを公営企業健全化基金に組み入れなければならない。

6 公営企業健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

（公営企業健全化基金の管理に関する事項）

第四十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、公営企業健全化基金に係る収入及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類を作成し、第三十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

（解散）

第五十二条 機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、定款で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全額を地方公共団体（機構から第二十八条第一項第一号に掲げる業務による資金の融通を受けたことのない地方公共団体を除く。）が負担するものとする。

附則

(業務の特例)

第七条 機構は、第二十八条に規定する業務のほか、臨時地方道整備事業（都道府県道又は市町村道の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）で地方財政の現状にかんがみその円滑な実施を図るために特に地方債をもってその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）に係る地方債（地方財政法第五条の三第一項に規定する協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項、第四項若しくは第五項に規定する許可を得た地方債に限る。次項において同じ。）の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

2 機構は、平成三十年三月三十一日までを限り、第二十八条及び前項に規定する業務のほか、次に掲げる事業に係る地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募及びこれらに附帯する業務を行うことができる。

一 臨時河川等整備事業（河川管理施設（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設をいう。）、雨水貯留浸透施設（特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設をいう。）又は砂防設備（砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備をいう。）に関する工事その他の治山治水事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。）及び都市下水道（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第五号に規定する都市下水道をいう。）の整備事業（国がその経費の全部又は一部を負担するものを除く。））でその円滑な実施を図るために特に地方債をもってその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

二 臨時高等学校整備事業（高等学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）の老朽施設若しくは危険施設の改築又は施設の移転による改築の事業でその円滑な実施を図るために特に地方債をもってその経費の財源とする必要があると認められるものをいう。）

3 第二十八条第三項の規定は、機構が前二項に規定する業務を行う場合について準用する。

4 機構は、第一項及び第二項並びに前項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子について、第四十六条第五項の規定にかかわらず、同項に規定する収益をその軽減に要する費用に充てることができる。

5 前項の利子の発生に係る事業年度については、第四十六条第五項中「、地方債の利子」とあるのは、「、地方債の利子（附則第七条第一項若しくは第二項の規定又は同条第三項において準用する第二十八条第三項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えて同項及び同条第六項並びに第四十七条の規定を適用する。

6 機構が第一項及び第二項並びに第三項において準用する第二十八条第三項に規定する業務を行う場合については、第二十九条第一項中「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項」とあるのは「前条第一項第一号及び第二号並びに第三項並びに附則第七条第一項及び第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第三項」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第一号並びに附則第七条第一項及び第二項」と、第五十二条第一項中「第二十八条第一項第一号に掲げる業務」とあるのは「第二十八条第一項第一号に掲げる業務又は附則第七条第一項若しくは第二項に規定する業務」と読み替えてこれらの規定を適用する。

7 機構は、第二十八条並びに第一項及び第二項並びに第三項において準用する同条第三項に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。

8 機構が第一項及び第二項、第三項において準用する第二十八条第三項並びに前項に規定する業務を行う場合には、これらの業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。

（公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱い）

第八条 機構の公営企業健全化基金を廃止する場合の取扱いについては、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（昭和三十三年法律第八十三号）第二十八条の二第二項に規定する納付金又は第四十六条第一項に規定する納付金を納付した地方公共団体の意見を尊重して、別に法律をもって処理されるべきものとする。

（公営企業金融公庫の解散等）

第九条 略

2
2
11
略

12 機構は、公営企業健全化基金に属する現金については、附則第十三条第四項の規定にかかわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。

13・14 略

(残余財産の帰属)

第二十二條 機構が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があり、かつ、金利変動準備金の残高があるときは、当該残高に相当する金額（当該金額が処分上限額を超える場合にあっては、処分上限額）は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するために地方公共団体の公営企業の地方債につき長期かつ低利の資金の融通を行う仕組みが構築される場合において金利の変動による損失に備えるために、これに必要と認められる金額に限り処分するものとし、なおその金額に残余があるときは、当該金額を国に帰属させるものとする。

2
略

(公営企業金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第二十七條 略

2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「地方公営企業等金融機構は」とする。

3・4
略

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（抄）

別表第一（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（事業税の非課税の範囲）

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合併特別区その他政令で定める公共団体
 - 二の二 地方独立行政法人
 - 二 法人税法別表第一第一号に規定する独立行政法人
 - 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター
 - 三 沖繩振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公営企業等金融機構
 - 四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団
 - 五 外国法人で法人税法別表第一第二号に規定する法人に該当するもの
- 2 道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。
- 一 林業
 - 二 鉱物の掘採事業
- 3 道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項各号に掲げる要件のすべてを満たして

いるものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

○ 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（抄）

（経過措置に伴う費用の負担）

第九十六条 第二章から第七章まで、第九章及び第十章の規定により職員（新法第百四十二条第一項に規定する国の職員を含む）

）である組合員について生ずる組合の追加費用は、第三項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国又は地方公共団体が負担する。

2 第二章から第八章まで及び第十章の規定により組合役職員又は連合会役職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人森林総合研究所、原子燃料公社、地方公営企業等金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人森林総合研究所にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公営企業等金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつて

は、市町村連合会)に払い込むものとする。

○ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)(抄)

別表第一 公共法人等の表(第四条、第十一条関係)

名称	根拠法
略	
地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
略	

○ 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)(抄)

別表第一 公共法人の表(第一条関係)

名称	根拠法
略	
地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
略	

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（抄）

別表第一 非課税法人の表（第五条関係）

名称	根拠法
略	
地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
略	

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 非課税法人の表（第四条、第五条関係）

名称	根拠法
略	
地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
略	

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

別表第三（第二条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

--

二 略	略	地方公営企業等金融機構	名称
	略	地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）	根拠法